

沿岸広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年4月1日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市重茂第6地割10番5地先から5番4地先まで	新	m 5.5~38.5	m 64.2
	旧	6.1~31.3	64.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 令和4年4月1日から同年5月2日まで